

千葉市公告第 775 号

千葉市屋外広告物条例（平成 3 年千葉市条例第 63 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく広告物景観形成地区の指定にあたり、同条第 4 項の規定により、次の事項を公告し、当該地区の区域内における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針及び当該地区における屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項（以下「基本方針等」という。）の案を縦覧します。

なお、同条第 5 項の規定により、当該地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者その他の利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、基本方針等の案について意見書を提出することができます。

令和 2 年 1 月 30 日

千葉市長 熊谷 俊 人

1 広告物景観形成地区の名称

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区

2 広告物景観形成地区の区域

千葉市美浜区中瀬一丁目、中瀬二丁目、ひび野一丁目、ひび野二丁目及び美浜の各一部

3 基本方針等の案の縦覧場所

千葉市中央区千葉港 2 番 1 号 千葉中央コミュニティセンター 3 階
千葉市都市局都市部都市計画課都市景観デザイン室

4 基本方針等の案の縦覧期間

令和 2 年 1 月 21 日から令和 2 年 1 月 24 日まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。